



発行：日本福祉施設士会  
<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

福祉施設士349号 令和4年6月15日発行（偶数月15日発行）

日本福祉施設士会 生涯学習誌

# 福祉施設士

JAPANESE ASSOCIATION OF DIRECTORS OF SOCIAL WELFARE INSTITUTIONS

特集

利用者の権利を  
尊重した支援

2022  
June

06



## 日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 ..... 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 ..... 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 ..... 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 ..... 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

### 日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

### 「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、令和2年5月現在、全国で約5,600名の有資格者がいます。

## ② 持続可能な福祉施設運営の実践

社会福祉法人の活動を広く社会に発信する

日本福祉施設士会 会長／社会福祉法人土佐厚生会 理事長 藤田 久雄

## ⑦ 福祉施設士がめざすもの

地域に対する支援とは

社会福祉法人松の実福祉会 セルプあさがお 施設長 夷藤 和明

## ⑩ 特集「利用者の権利を尊重した支援」

障がい者(児)の権利を尊重した支援をめぐって

長岡介護福祉専門学校あゆみ 顧問・講師 大澤 澄男

利用者の権利や尊厳を守る、コロナ禍での支援

～デイサービス事例からの考察～

社会福祉法人六心会 理事長 堤 洋三

子どもを中心にした保育

社会福祉法人若宮福祉会 東青葉保育園 施設長 渡 真樹

## ⑱ DSWI スクエア

- ・2022年度 日本福祉施設士会 関東甲信越静ブロック 事業計画
- ・第36回中国・四国ブロックセミナー・福祉QC発表広島大会

## ⑳ あんてな

- ・日本福祉施設士会 令和4年4月～5月の活動報告・会議報告
- ・日本福祉施設士会 令和3年度事業報告・決算(資金収支計算書・貸借対照表)

# 持続可能な 福祉施設運営の実践

日本は少子・高齢社会となり、社会・経済活動の基礎となる生産年齢人口の減少が続くなど、本会の会員施設においても恒常的な人手不足など、さまざまな経営課題に直面しながらの事業展開を余儀なくされている。このような状況下、中長期的な展望のもとに福祉サービスの持続性を高めるためには、従来の慣行から脱却した経営基盤の確立とそのためのマネジメントの強化がより一層求められている。

福祉施設現場ではさまざまな問題が起こり、その問題解決能力がリーダーである「福祉施設士」には不可欠である。

本連載では、「持続可能な福祉施設運営」をテーマに、今年度の本会スローガンである「深みのある人間づくり」を念頭に置きながら、福祉施設士に必要な経営ノウハウやスキルを多くの実践をもとに考えていきたい。

## 社会福祉法人の活動を広く社会に発信する

(高知県)

日本福祉施設士会 会長／社会福祉法人土佐厚生会 理事長 藤田 久雄

(障－32期、No.4334)



### 1. はじめに

社会福祉法人土佐厚生会は昭和55(1980)年に社会福祉事業を担う民間組織として、特別養護老人ホーム「八流荘」に始まり、障がい者施設や指定医療機関等の公益事業など、地域に根ざした良質な福祉サービスを安定的に提供させていただくことを目的として今日まで事業の拡大を続けてきた。現在では、県下3市1町に亘り、高齢者と障がい者の方々の複合施設と

して展開し、16の施設・事業所を運営するなど、微力ながらも高知県内の福祉事業の一翼を担わせていただいている。

なかでも、法人本部が設置されている南国市の左右山から四国山地へ25キロほど北上すると、高知県長岡郡大豊町(総面積315.06平方キロメートル、標高200～1,400メートル、平均450メートルの急傾斜の山岳地帯)という中山間地域へと至る。平成21(2009)年7月13日この

地に於いて就労継続支援B型事業所「ワークセンター・ファースト」を開設した。大豊町の人口動態を開設当時に溯ると、平成21(2009)年3月31日時点で、世帯数は2,668世帯(前年同月比数マイナス16世帯)、人口5,158人(前年同月比数マイナス153人)。内訳としては、男性が2,328人(前年同月比数マイナス83人)・女性が2,830人(前年同月比数マイナス70人)であった。また、年少者[15歳未満]が318人(前年同月比数マイナス21人)で全体に占める割合は6.17%、老年者[65歳以上]が2,705人(前年同月比数マイナス47人)で全体に占める割合は52.44%となっている。このような中山間地域は限界集落ともいわれ高齢者の方々が人口の半数以上を占めるなど、特に大豊町は「限界集落」発祥の地となっている。大野晃・高知大学名誉教授が提唱した概念「限界集落(65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、社会的共同生活の維持が困難になった集落)」であり、自治体に於いては「限界自治体」とも言われるようになった。



大豊町全景

## 2. 大豊町での事業展開

大豊町内では、福祉サービスを受けたくても各個人が必要とする多種多様な福祉ニーズに応えることのできる事業者がほとんど存在しなかった。このため、地域住民は地元を離れ、

南国市や高知市などの近隣都市部の施設利用や、転出を余儀なくされていた。高知県内には現在34市町村が存在するが、特に中山間地域は、他の市町村と比べても必要な福祉サービスに対する希望者が圧倒的に少ない為に障がい者や高齢者等に対するサービスの提供事業が成り立たない、つまり事業者として手を挙げる法人が皆無であった。

このような中山間地域の現状を打破するため、事業者に対して人員配置や最低定員の基準緩和、地域に応じた報酬体系の創設など、高知県による柔軟な制度運用の提案がなされ、サービス提供事業者としての参入依頼が高知県より当法人に打診された。土佐厚生会としては、希望者が少数であったとしても、そこにサービスを必要とされている方が居られるならば、中山間地域の様々な利用者ニーズに対応できる事業展開が必要ではないかと考えた。そこで、関係自治体との協議を重ねながら、赤字覚悟で就労継続支援B型事業所「ワークセンター・ファースト」の設置を決定し、地域貢献をはかるべく中山間地域への積極的な取り組みを進めることとなった。一方で、福祉事業の運営関係者からは、中山間地域では支援拠点となる施設が育たないという理由で懸念されてはいた。しかし、当法人が運営する同種別の就労継続支



ワークセンター・ファースト作業風景

援B型事業所「ウィール社」が、高知自動車道南国I.Cより2.4キロの山間地域の入り口付近に位置しており、地理的にも「ウィール社」からの協力が比較的得やすいことから、大豊町を中心とした嶺北地域における福祉サービス不足の緩和に寄与することを大義名分としてきた。

送迎サービスについては、朝と夕方の一泊2回、豊永方面、川口方面、本山方面の3コースとなっており、開設当初の特に冬場は、中山間地域の厳しい自然環境を初めて認識させられた。積雪や早朝の道路凍結による送迎の遅れや中止は勿論のこと、利用者の皆様に於かれては、自宅から一步の外出もままならぬ日があるにもかかわらず、当たり前のように過ごされておられることに大変驚かされた。更にはインフルエンザ等の流行が追い打ちをかけ、ご家族からの感染によりお休みをされる日が増える等、冬場の事業所稼働率は大きく低下した。また、就労日によっては利用者よりスタッフの人数が多く、笑うに笑えない日が続いた。スタッフに於いては、通勤路(幹線道路)の規制や通行止めに遭い事業所到着を目前にしながらも急遽南国I・C迄引き返し、改めて高速道路を利用、迂回しての出勤となるなど、通常より2倍の通勤時間がかかることもあった。これらにより利用者の送迎時間の連絡調整に奔走したり、時には送迎を中止したりと、安全安心のためにはスタッフ一人ひとりの適切な判断力が求められた。

さて、令和4(2022)年7月を以てこの中山間事業も各関係機関、地域関係者の皆様のご指導、ご協力により、開設13年目を迎えることになる。現在の大豊町の人口は令和4(2022)年3月31日現在で世帯数は1,992世帯(前年同月比数マイナス31世帯)、人口3,312人(前年同月比数マイナス85人)。内訳としては、男性が1,535人(前年同月比数マイナス38人)・女性が1,777人(前年同月比数マイナス47人)・年

少者[15歳未満]が178人(前年同月比数マイナス5人)。老年者[65歳以上]が1,962人(前年同月比数マイナス39人)全体に占める割合は59.24%となっている。13年間で人口は1,846人減少し、老年者の割合は6.8%の増加となり高齢化率は日本一となっている。

### 3. 中山間事業を手掛けた理由

今回の執筆にあたり、13年前に中山間事業を手掛ける決断に至った私自身の個人的回想にふれさせていただきたい。それは、今日まで私自身が30年間にわたり福祉事業に携わることができたのも、私たち家族が無事暮らしてこられたのも、やはり行政、学校、病院、福祉関係者、スタッフを含むステークホルダーすべての方々による様々なお力添えをいただいたことにある。

私の次男は現在29歳、<sup>さいたいけんらく</sup>臍帯巻絡による分娩障害により重度の知的障害と軽度の身体障害がある。特に子供のころは大変厄介で、難治性てんかんを発症し、急な発作が頻繁に続くなど、常に誰かが付き添っていないと転倒による事故の確率が非常に高かった。

小学校の3年生からは養護学校に通い始め、同時に寄宿舎生活を送ることとなり、安心して先生方にお任せできるようになった。平成19(2007)年の7月10日付の高知新聞に、てんかんに関する特集記事が生まれ、「てんかんは、脳の神経細胞が過剰に興奮するためにおこる慢性の脳疾患で、反復して起こる発作が特徴。7~8割は薬で止まる。残りが薬剤抵抗性と難治性のてんかん。東大医学部脳神経外科の川合謙介講師は「薬を飲んでも効かないと、治療をあきらめている人がかなりいる。難治性のてんかんの多くは、手術による治療で安全に治せるのだが、患者に十分に伝わっていない。」という内容であった。

これを読んだ私は、妻と相談のうえ、東京都

府中市にある東京都立神経病院を受診した。清水弘之医師による、診察と相談の結果、小学部6年生の3学期に検査入院を実施し、その後調整の上、脳梁離断の手術を受けることが決まった。

◎ 脳梁(左右の大腦半球を連絡する主要な経路。情報をやりとりする経路)

◎ 脳梁離断術とは、脳梁(左右の大腦を連絡する交連線維「太い束」)を切断して、てんかんの脳波(脳波の放電)が広く伝わらないようにすることで、全般の発作を抑制するというもの。てんかんの有力な手術法とされている。(転倒発作等の頭から突然倒れるような発作を持つ例が適応と考えられている)

東京都立神経病院での検査入院のため上京したおり、私にとっては忘れることのない出来事があった。朝のラッシュ時、新宿駅構内を親子二人で歩いていた矢先、いつものように次男のてんかん発作が始まった。私たちの後ろを歩かれていた年配のご夫婦が心配をして声を掛けてくださったが、「ありがとうございます。大丈夫です。」と答えその場を終えた。しかし、わずか数分後に再度の発作。今度は通りすがりのサラリーマンの方が心配をして声を掛けてくださったのだが、「直ぐに治まります。」と同様の返答をしてしまった。ところが2回目に至っては10分を過ぎても次男はぐったりしたままで、歩く力は全くなく、いつものこととはいえさすがに心配になり、近くの改札口に駆け込み助けを求めた。すぐさま駅員の方が駆けつけてくださり、私達の荷物を持ってベッドのある駅構内の休憩室へと案内してくださった。駅員の方の背中を見ながら付いていく私の眼からなぜか涙が溢れてきたことを今も忘れてはいない。

当時の私は、障害者施設で勤務しており、他者に対する援助は惜しまない身でありながら、自分自身や家族のことに関しては、決して人に

頼ろうとしなかった。ここで初めてそれに気がついた。父親たる私自身がこんな性格では、次男にとってはたまったものではないだろう。親の私が次男を危険な状態に追い込んでしまってもおかしくなかったと反省しきりであった。支援をするにあたって一番大切なことは、常に相手の立場に立つということであり、他者意識の重要性について改めて認識させられた。「福祉」とは人を幸せにするための取り組みであり、幸せになるために沢山の人たちが努力をしているその姿、過程が福祉であるということ。

「一人の人を助けても何も変わらない、社会そのものがよくなる限り意味がない」⇒ そうではない。一人の小さき幸せが確保されないかぎり、福祉は存在しえない。それを福祉とは言わない。

だからこそ、大豊町を中心とした中山間地域において、たとえ小規模のサービスであっても、必要なサービスは、住み慣れた地域で確保されるべきだと、今ここで土佐厚生会が参画を断れば、社会福祉法人としての役割を担うチャンスを取り逃がしてしまう。当時の関係スタッフとその思いを分かち合うことができたのは大きな財産であった。

#### 4. おわりに

現在での中山間(嶺北)地域における土佐厚生会の役割は、スタッフ一人ひとりの努力により、お陰で「ワークセンター・ファースト」としてしっかりと地域にねざし、サービスの狭間の解消を果すなど、微力ながらも高知県障害福祉計画の一翼を担うべく、事業展開を継続している。これも偏に全ての関係者の皆様と何よりも事業所スタッフの熱い思い、継続力の賜物であると同時に、地域の皆様一人ひとりにもともと備わっている「福祉の心」。根っこから染みついている深い思いやりを感じずにはいられない。実は我々自

身が皆様からのパワーをいただいております、このことが関係スタッフの大きなモチベーションとなっている。

社会福祉法人が、広く国民からの信頼を得るためには、関係諸機関および地域住民との更なる連携は勿論のこと、スタッフにおいては制度の谷間で顕在化された地域の課題に挑戦すべく、サービス全体の改善を行なうなど、常に組織文化の構築を進めながら、地域関係者との信頼を積みあげることが重要となってくる。また、スタッフのモチベーションが保てなければ、本来の目的である継続的な地域貢献の達成は困難であることから、事業計画については施設長の思いを自らの言葉でスタッフに伝え、しっかりとしたコンセンサス(合意形成)を得ることが重要である。

繰り返すが、福祉とは「人を幸せにする取り組み」だと思う。この幸せは、利用者だけでなくそこに寄り添うスタッフも同時に幸せでなくてはならない。社会貢献がスタッフの犠牲で成り立っているとすれば、本末転倒であることは言うまでもない。施設長はスタッフに寄り添いつつ、自らのリーダーシップでもって、現在の制度では対応できない、地域のさまざまな生活課題や福祉需要に先駆的に取り組み、社会のセーフティネットとしての役割を果たしながら、地域への社会貢献に取り組むことが必要である。

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民の皆様や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいをサポートするなど、地域をともに創っていく社会をめざすことが、肝要とされている。

土佐厚生会においては、今後も社会福祉法人の活動を広く社会に認知させるべく、単に福祉事業を経営する法人としてではなく、地域共

生社会の実現に向けた強固な運営体質の構築と、安定に向けた様々な角度からの取り組みを継続させていきたい。加えて社会福祉を取り巻く環境変化への順応と、持続成長を旨とした更なる活動をめざし、関係者一丸となって積極的に取組を推進してまいりたい。

# 福祉施設士がめざすもの 「地域に対する支援とは」

(石川県)

社会福祉法人松の実福祉会

セルプあさがお 施設長 夷藤 和明 (障 - 30期、No.4035)



## 1. はじめに

社会福祉施設は、これまでに大きな改革があり、たとえば老人関係施設は介護保険制度、障害関係施設は総合支援法による利用契約制度など、その度に翻弄されてきた部分も少なからずあった。だが制度がどのように移り変わっても、決して退化してはいけないのが利用者に対する支援であり、地域に対する支援である。

地域に対する支援とは、利用者ご自身に地域で安心して生活できる為のスキルや意識を身につけていただく支援という意味もあるが、福祉施設が地域そのものの意識に働きかけるという意味もある。そのために社会福祉施設として、そして福祉施設士として自分自身がなすべきものは何なのか、これまでの法人の活動を紹介しながら考えていきたい。

## 2. セルプあさがおについて

「セルプあさがお」は、石川県白山市にて就労継続支援(B型)事業と生活介護事業を運営している定員計40名の多機能型事業所である。

作業種目としては企業からの受注による下請け作業、アルミ缶プレスやペットボトル等のリサイクル作業、ラスクやぼん菓子製造が中心の自主生産作業がある。また、後ほど触れるが市より

委託を受けて駅や公園の公衆トイレ清掃を広く展開している。

法人内には本部を置く「松の実園」があり、それぞれの事業所で日中一時支援事業も併設している。また、法人としてグループホーム5か所、移動支援事業を運営している。事業所の紹介にあたり、少し法人の経緯について触れさせていただく。

母体である社会福祉法人松の実福祉会は、昭和60(1985)年に法人認可を受け、翌61(1986)年に通所授産施設として「松の実園」を開所した。認可以前は小規模作業所の時期が10年余あり、関係者と保護者の念願が叶っての開所である。

初々しいスタートを切った松の実園として、まずは地域に知っていただく、受け入れていただくことを喫緊の課題として、これまでの軽作業に加え新たな作業としてアルミ缶プレス作業や古着を裁断して工業用雑巾を製造するウエス加工作業といった「リサイクル作業」を開始した。全国的にリサイクル運動が盛んになるのはこの数年先であり、そういう意味ではいち早く資源の再利用に着目した作業が実現できたと言えるだろう。材料となる空き缶や古着を回収するために地域に呼びかけ、市民からの連絡を受けて利用者と

ともに一軒一軒巡回する。結果的にその繰り返しで法人の地域化の第一歩となり、その後開始した焼き菓子の製造販売等の「自主生産作業」の地域展開によりさらにそれは浸透していったものと感じている。

そして平成9(1997)年、法人は年々増加する利用希望者に対応するために「セルフあさがお」を開所するに至る。



セルフあさがお全景

### 3. 移動支援(ガイドヘルプ)について

現在、セルフあさがおでは法人事業として移動支援事業(ガイドヘルプ)を展開している。昔は「介護者の負担軽減のため」という要素が強かったこの事業も、現在は「本人の自立支援・意思の実現のため」というものになってきており、内容も「社会生活上不可欠な用件の外出」中心であったものが「余暇利用・地域生活の充実のための外出」が基本となってきている。たまには映画が見たい、ボーリングをしたい、買い物に行きたい、でも一人では難しい…。我々が日頃何気なくこなしていることも彼らにとっては困難であるばかりか、そういう楽しい活動が自分の意思でできることすら知らないまま過ごすこともあるかもしれない。ガイドヘルプを利用することで、そのような状態からこれまで以上に世界を広げ、豊かな心を育むことができると感じている。誰も

が障害の程度にかかわらず、希望や意思があり、それは尊重されるべきである。支援者(ガイドヘルパー)としては絶対的な安心感と信頼感を持ってもらうことが大切と考え、その人に応じた必要な情報を提供し、経験を増やし、より良い自己決定ができるよう支援することが大切である。

また、ガイドヘルプは他の支援形態にくらべ、第三者(地域の人々)の目に触れる機会が多いのも特徴である。ガイドヘルパーと一緒に行動し、買い物などを楽しんでいる姿を見ながら、「障害があっても私たちと何ら変わらない」と感じる人が少しずつでも増えてくることを感じることもできるし、そういう優しさを抱く人が増えてくれば、地域も優しくなれる、まさにガイドヘルプは「やさしい街づくり」にも一役買っている事業であり、近年取り上げられている意思決定支援と地域支援が絶妙に融合した事業であると考えている。



ショッピングの移動支援の様子

### 4. 公衆トイレ清掃作業

セルフあさがおより徒歩5分程度のところに、JRの無人駅がある。普通列車のみが停車する小さな駅で、線路をはさんで両側の出口に市が管理している公衆トイレがある。また近隣には5か所の公園があり、それぞれに公衆トイレが設置されている。セルフあさがおは数年前より市の

委託を受け、それら計7か所のトイレ清掃作業を実施している。トイレという性質上、ほぼ毎日の作業であり、職員と利用者が交替で赴いている。

地域の中で行う作業であり、行き交う方々とも触れあうことも少なくなく、日を重ねるにつれて時には励ましの声なども頂くようになってきた。私たちのことを知ってもらい、活動を理解してもらい、そして少なからず地域のお役にも立てているという意味で大変誇りの持てる作業のひとつとなっている。公共の場として、誰もが必要とするこの地域の核となる部分のひとつであり、そんな地域の1ピースを手がけている私たちの姿をどんどん知っていただければ幸いである。



駅トイレ清掃の様子

## 5. おわりに

施設を利用する人たちが地域社会の中で当たり前の生活をおくるためには、多くの課題が存在するが、地域の意識もまた大きな課題である。今ではずいぶん理解が深まってきているとはいえ、必ずしも彼らに対して肯定的なことばかりではない。施設職員として、そして福祉施設士としての大きな使命のひとつはそこにあるのではない。彼らと地域をどう結びつけるか。社会との橋渡しという重大な仕事は、利用者を支援することであり、ひいては地域を支援することにつ

ながる。利用者を支援し地域を支援することができれば、到達するのは先ほども述べた「やさしい人づくり、やさしい街づくり」であり、地域福祉の最終目標はそこにあると私は考えている。

今回紹介した活動は、何も特別なことではなく、全国の多くの事業所においても取り組んでおられることと思うが、社会の中で互いに存在を認め合い、繋がりが実感できる支援の継続は大切であると考えている。そして当法人がめざすものである「障害があっても地域で明るく豊かな人生を過ごせる」といった、そんな地域の実現に向け、このようなごく普通の活動の中から少しずつ地域に働きかけていくことが、持続した施設運営にもつながっていくのではないかと考えている。

# 「利用者の権利を尊重した支援」

本特集では、新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活様式が大きく変化していくなかで、利用者の権利を尊重した支援をテーマに3名の福祉施設士からご寄稿いただいた。

障害関係では大澤氏に国際人権条約や障害者基本法、基本理念をもとにした考察、高齢関係では堤氏に新型コロナウイルス陽性となったデイサービス利用者への支援事例をもとにした考察、また、保育関係では渡氏にコロナ禍での取り組みを保育所保育指針の保育所の役割を通して振り返っていただいている。

皆様の施設等での利用者支援を振り返り、利用者の権利を尊重した支援とは何かをあらためて考えるためのご参考としていただきたい。

## 1. 障がい者(児)の権利を尊重した支援をめぐる

(新潟県)長岡介護福祉専門学校あゆみ 顧問・講師 大澤 澄男

## 2. 利用者の権利や尊厳を守る、コロナ禍での支援

～デイサービス事例からの考察～

(滋賀県)社会福祉法人六心会 理事長 堤 洋三

## 3. 子どもを中心にした保育

(福岡県)社会福祉法人若宮福祉会 東青葉保育園 施設長 渡 真樹

# 障がい者(児)の権利を尊重した支援をめぐる

(新潟県)

長岡介護福祉専門学校あゆみ

顧問・講師 **大澤 澄男** (障-7期、No.1030)



## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、私達の生活や福祉利用者への支援をめぐるさまざまな影響をおよぼしている。今号特集テーマ「利用者の権利を尊重した支援」に関して、障がい者(児)への支援について国際人権条約や障害者基本法、基本的理念をもとに考えてみたい。

## 2. 国際人権条約(1979年9月21日発効)等から

前文は「人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長する義務を国際連合憲章に基づき、諸国が負っている」と規定している。同じく、児童の権利条約(1994年5月22日発効)では「出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにすべての権利及び自由を享受することができる」とされている。障害者の権利条約(2014年2月19日発効)では「障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享受することを保障する」とある。

障害者基本法は「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重される」とある。障害者差別解消法も同様な主旨をかける。障害者虐待防止法は「養護者、障害者福祉施設従事者、利用者等の虐待防止について定め国など地方公共

団体の責務」にふれている。

障害者総合支援法は障害者自立支援法を改正し、2012(平成24)年に成立しているが、各高等裁判所での和解条件を十分満たしていないところがあると考えられ再改正が必要だろうと思われる。

## 3. 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため面会等制限

厚生労働省は新型コロナウイルス感染防止対策として、特に入所系の障がい関係施設を中心として面会制限、外出制限、外部との交流中止、行事自粛など、施設内に感染が入り込む事態を防止するため制限することが望ましい、との通知を発出している。この制限を行政主導の指導として行うことは人道上の問題にもつながり、新型コロナウイルスへの感染防止対策として根本的解決にもつながらないのではないかと関係者の指摘も出ている。

入所型施設での感染率は7%台と他の福祉施設の場合に比べ、非常に低くおさえられている事実もあるが、利用者と家族等の意思をきめ細かく聞いたとは思えないのではないかとの疑問も残る。

本人の主体意識、人権、自己決定と納得、

幸福感とは与えられたものではない。選択できる生き方などをめぐって、本人の意思判断の最大限の引き出しをコミュニケーション技術、ソーシャルワークの基本などから考える必要がある。

伴走型支援とコミュニケーションテクニック(会話中心の音声コトバだけでなく、身振り、表情、日常の生活、雰囲気さえもが重要となる。)、直接接触できない代わりの諸工夫なども必要で、なにもしないているのが安全としてよいかも問われる。ワクチン接種でコロナ終了と考えるのではなく、大規模入所の通過型小規模化、職員の専門性向上、施設の立地条件改善と設備改善等と対応すべきことは山積みだろう。

#### 4. まとめとして

以下の4点の基本的理念を想起した上で、障がい者(児)福祉の基本理念に立ち返って、これからのあり方や支援について、最近思うことを提言として考えてみたい。

##### 1) ノーマライゼーションの理念

バンクミケルセン、ニイリエ、ヴォルフエンズベルガー、さらにスカンジネビアデモクラシーをN.F.S.グルントヴィの思想とクリステン・コルの実践に学び、ハル・コックの実践と近代化への役割にも学び、現代につなげたい。

##### 2) リハビリテーションの理念

再び適した状態にする。権利や名誉回復である。運動機能の回復だけでなく、障害者の自立自助を援助し、全人間的復権をめざす総合的対応である。

##### 3) 自立生活運動の理念、I.L. 運動

カリフォルニア大学バークレー校ではじまる。I.L.(Independent Living)運動は、障がい者自身による障がい者の自立生活運動。主体的に自身が価値ある生き方をめざす。エド・ロバーツは、人工呼吸器を必要とす

る重度障がい者が中心の自立生活センター(C.I.L)を創設。自らの意思で主体的に判断、行動していくことを自立とした。

##### 4) インテグレーション、インクルージョンの理念

少数者の人権尊重、社会への統合をすすめる考え方。1970年代、欧米の障がい者教育の場で広まる。

障害福祉サービスは、入所型や地域からの利用型などによる対応や支援となり、サービス提供の難しい重度・重複障がいも増加。幸福感、生き方の多様化が進み、それが福祉の目的でもある中において、福祉理念とともに、施設・設備や運営が追いついておらず、加えて、職員の専門性も育っていないのではないかと不安が強い。そこから不適切な処遇なども発生してくる面も感じられる。人が人にかかわる職業の重要性の認識と専門職の倫理、生き方も問われているのではないか。

日本福祉施設士会としての新しい時代に対応する諸課題への活動と提言、実践を求めていると願っている。

# 利用者の権利や尊厳を守る、コロナ禍での支援 ～デイサービス事例からの考察～

(滋賀県)

社会福祉法人六心会

理事長 堤 洋三 (老 - 36期、No.5029)



## 1. デイサービスのクラスター

令和元(2019)年暮れに中国武漢で始まり、翌年から我が国でも感染が拡大した新型コロナウイルスは、2年以上が経過した今でも収束が見えず、私たちの地域生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている。とりわけ、対人援助を日常的に展開する私たちの現場では、「自分が罹患し、知らぬ間に利用者へ感染させてしまうのではないか」という不安と緊張が続き、物理的にも精神的にも負担が増している。

令和3(2021)年暮れ以降に広まったオミクロン株は、デルタ株と比して感染力の強さから地域で暮らす高齢者への影響が増大した。特に在宅で介護サービスを利用しなければ生活を継続することができない高齢者が、陽性判明以降、困難な状況に陥るケースが多数発生した。当会特別養護老人ホームに併設するデイサービスセンターでの事例を報告する。成功事例、好事例でないことははじめにご了承いただきたい。

私が勤務するデイサービスの利用者に陽性が判明したと一報が入ったのが令和4(2022)年2月6日(日)の夕刻だった。それまで、令和2(2020)年当時から当会の居宅サービス事業での陽性判明は数件あったものの内部での感染拡大は防げていたことから、翌日の営業に関しては通

常通りと判断をした。このことが後々影響を及ぼすことになることはその時点で知る由もない。

翌月曜日は通常通りの営業をしていたが、昼頃から利用者宅より症状がある旨の連絡が入り始めた。この段階で翌日からの営業は当面中止と判断し、生活相談員が利用者家族はもとより、ケアマネジャー等への連絡調整に追われた。デイサービスが休業するということは、こどもでいうと保育園が休園するのと同様で、どのようなサービスで代替するのか、本人状態や自宅環境等により対応は様々で、調整が難航する場合も多い。担当ケアマネジャーのほとんどは当会の居宅介護支援事業所であり、隣接する老健の通所リハビリテーションの空き確認、訪問介護などの訪問系サービスへの切り替え等の調整に追われた。

当時、地元保健所へ連絡しても折り返しの連絡もなく、おそらくパンク状態であったと思われる。保健所が早期に「濃厚接触者」を特定することができるという状況ではなかった。

接触のあった利用者の罹患を、その時点でいち早く確認したいという事業所全体の思いもあり、自主検査の実施を決めた。法人手持ちの抗原検査キットをかき集め、看護職員と生活相談員、看護職員と介護職員がペアとなり、利用者宅を訪問し、みなさんから検体を採取した。

その合計40人ほど。結果的に、2月6日(日)から2月10日(木)まで、利用者合計12名の陽性が判明、職員も合計7名が陽性となった。デイサービスセンターの営業は2月8日(火)から2月19日(土)まで休業となった。振り返ってみると、2月7日(月)の営業判断が結果的に感染を拡大させた可能性もあり、初期判断をどのようにすれば適正だったか、大きな反省を残した。

## 2. 独居の利用者

対応に苦慮したのは8例目の方だった。仮にAさんとしよう。

Aさんの陽性が判明したのは、初発陽性者が発生して3日目の2月9日(水)のこと。朝から実施した当会の自主検査で判明した。80代後半、女性、要介護1、一人暮らしである。親族はいるが、隣接自治体在住で関係性は良好でない。

陽性が判明したが、微熱、起居歩行が幾分緩慢、微熱はあったがそれ以外の症状はなく、明らかに入院ができない状態だった(当時当県で入院が許可されるのは、血中酸素飽和度が基準値より低レベル、呼吸苦などがある場合のみ)。私たちは頭を抱えた。「本人に陽性ということが認識できて、療養期間中は自宅の中にとどまり、生活ができるだろうか。」

隔離すべき療養期間は2月9日(水)から2月19日(土)まで。その間、Aさんをどのようにケアすべきか。デイサービス主任、生活相談員、施設総務課長と協議を重ねた。協議結果はこうだ。療養期間内で、体内のウイルス量が比較的多く二次感染の可能性が高い4日程度は自宅にて過ごしてもらう。その間はデイサービス職員(看護師、主任)が1日に3回から4回訪問する。主な目的は食事と服薬をはじめ安否確認だ。4日間、これが限界だと読んで、これを過ぎれば、休業中のデイサービスに来てもらい日中

は過ごしてもらう。朝晩の送迎も勿論デイサービスで。このプランを表にし、保健所と地域包括支援センター(直営)と共有した。訪問について、地域包括支援センターに一部ヘルプを求めたが「役割ではない」と一蹴された。とりあえず自力でこのプランの10日間を乗り切る、職員とそう決めて、Aさん親族へも伝えた。

## 3. 「外からつかえ棒をしてください」

親族からの電話が入ったのは訪問を始めて2日目の2月11日(金)だった。「本人が屋外へ出ている、近所に感染を広げる可能性がある、何とかならないか」とのことだった。急いで職員が自宅へ駆けつけたがAさんは屋内に戻っていた。親族はどうも家の近所から車窓で見張っていた様子だ。職員の訪問は、8時30分、13時、17時30分の3回を定時とし、加えて15時は必要と思われる際の訪問、合計3回から4回を基本としていたが、合間の時間にAさんがどのような行動をしているかはわからない。私は親族へ電話でこう伝えた。「外に出たぐらいで感染はしないので、できれば地域の民生委員さんとAさんの付き合いがある住民さんへ、陽性である旨を伝えてもらえませんか。そして理解してもらって何かあった時の見守りとデイサービスセンターへの連絡を依頼してもらえませんか?ご近所の理解と協力がないと乗り切れません。」親族の返答は一応分かったようなニュアンスだった。職員が訪問した際、ご近所の方が来て、ファンヒーターの灯油を補充している姿もあったそうで、その方がAさんの陽性を知っていたかは確認できていない。しかしながら、ご近所の日常的な見守りや支援はあるということがわかる。

その後、親族から複数回電話があり、「近所の住民から苦情も届いている。ショートステイで預かってもらえないか」など要請もあったが、陽性の方を新たに高齢者施設で預かることは難し

かった。入院ができないか、断続的に保健所とのやり取りも続けたが、症状が軽症すぎて基準的に難しいという返答。また当県では入院調整の最終段階を「滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター」が担っていて、保健所から繋いでもらい、交渉もしたが、それでも難しい。突飛なアイデアだが、宿泊療養施設(ビジネスホテル)のツインルームで、Aさんとデイサービス職員が同室で入れないか、という交渉もしてみた。結果はホテル側に拒否された。認知症があるという理由からだ。

当時 Aさんの症状は落ち着いており、発熱もほぼない。訪問時の確認でも問題はないが、戸外に出ている形跡はあったが詳細は不明。そんな中、親族からこんな要請が飛び込んできた。「本人が外に出られないように、外からつかえ棒をしてほしい、陽性である旨は近所へも伝えた」というものだった。近所から親族へどんな連絡が入っているのかわからない。親族の心配も理解できない訳ではないが、近所とのやり取りに限界の様子だった。私からは、次の数点を伝えた。基本的に福祉職として行動制限を強いることは人権尊重の視点から難しいこと、制限しないと生命が危険にさらされる可能性が高いなど関係者で検討すべき事項があり段階を経ないと実際の実施には難しいということ等々。親族も人権や尊厳について理解され、いったんは承諾されたが、近所への対応ということでその後撤回された。実際、翌2月12日(土)訪問時につつかえ棒が玄関戸にしてあったため、Aさんは出られないことがわかり、精神的にかなり不穏な状態になられていた。親族の心配、近所の理解など、あらゆることがもう限界に達していた。

#### 4. 入院

訪問が始まってからも保健所、ケアマネジャーとも断続的にやり取りはしていた。地域包括支

援センターの助力は望めなかったので諦めていたが、情報を得た当該センターから2月13日(日)に電話が入った。正午頃だった。状況説明をすることに加え「一度現場を見に来てください」と要請、13時の訪問時にAさん宅で待ち合わせることになった。冷たい雨が降っていた。ご本人の表情、そして家の中に閉じ込める危険性等々。百聞は一見に如かず、そこからの展開は早かった。16時頃から、保健所とのやり取りが始まり、18時頃からコントロールセンターとの調整に入った。入院先が決定し、20時30分着で病院へ送り届ける調整がついたのは、19時半頃だった。親族へも入院調整の内容を説明し、入院手続きなどが要るので現地へ向かって欲しい旨、自宅の戸締まり依頼など、全ての連絡が完了したのは日付が変わる頃だった。Aさんは、2月21日(月)まで入院され、その後すぐ介護サービス利用を再開、今も元気に自宅で暮らし続けている。

#### 5. おわりに

今回のケースのように、それまで介護サービス利用者など、何らかの支援により生活が成り立っていた方が陽性となった場合の課題が浮き彫りになった。認知症による行動・心理症状(BPSD)がある方は、平時なら地域住民の支援や理解も期待できるが、感染症の拡大という足元の不安と恐怖の前では、医療も福祉も、そして地域住民も立ち尽くすしか術がなかった。医療も受けられず、本人の尊厳が損なわれ、地域に取り残される、このような現実を目の当たりにした。本人の権利や尊厳を有事でも維持する難しさ。解はない。言えることは、地域の実情に応じて、平時に如何にして地域全体で関係性を構築できるかだろう。これまでより更に一步踏み込んだ官民の機関協働、住民啓発等、本気で進める時期が到来している、そんなことを感じている。

# 子どもを中心にした保育

(福岡県)

社会福祉法人若宮福祉会

東青葉保育園 施設長 **渡 真樹** (保-40期、No.5436)



## 1. はじめに

社会福祉法人若宮福祉会は福岡県宮若市で平成2(1990)年12月に設置。「優しく～ひとに・ものに・しぜんに～」を理念に掲げ、平成3(1991)年6月に現在の障がい者支援施設若宮園が開園した。社会福祉事業においては、利用者並びに社会からの多様なニーズに的確に対応できるような専門性が求められている。このような社会状況の中で障がい者のみならず、地域社会からも信頼を得られるよう努める。また、社会福祉法人として公益性を十分に発揮すること。並びに事業所としての院内感染の予防対策や法令順守を行うこととする、という理念のもと、平成19(2007)年1月に現在の共同生活援助グループホーム雅が開園した。平成24(2012)年4月に私が施設長を務める東青葉保育園が福岡市東区に開園した。無限の可能性を秘めた子どもたちが安心・安全な環境のもとで、心身ともに健やかで、のびのびと明るく楽しく過ごす中で、自分自身の力を十分に発揮し、『夢と希望』を持てるような未来を作り出す基礎を養うことを保育理念としている。この理念のもと、子どもたちにとって、居心地の良い場所となるために、子どもと保護者の思いに寄り添い信頼関係を深め、笑顔と笑い声の絶えない保育園づくり

をめざしている。子どもたち一人ひとりが「愛される存在」であることを実感できるような保育園生活を大切にしている。定員100名、職員は38名で力を合わせて日常の保育にあたっている。

保育園での「利用者の権利を尊重した支援」とは、子どもの最善の利益を顧慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない、という保育所保育指針における保育所の役割が一番に想起される。また、同じく指針には保育士は、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない、と記載されている。常に保育の質の向上を心がけることの原点となる言葉である。

「利用者の権利を尊重した支援」について、コロナ禍での取り組みを保育所保育指針の保育所の役割を通して振り返り、保育現場での現状と課題、取組内容、うきうきわくわくできるような今後の活動を述べたいと思う。

## 2. 子どもたち

**保育園は子どもたちの健全な心身の発達を図ることを目的とし、最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない(保育所保育指針)**

このことから子どもたちには、「子ども一人ひとりの個性を受け止め、子どもの思いに寄り添い

ながら丁寧に関わる保育」を実践している。

新型コロナウイルス感染症が蔓延し、令和2(2020)年度には緊急事態宣言も発出され、福岡市においても、幾度となく感染予防策が講じられてきた。保育園もその対応に追われた。

アタッチメントにスキンシップやコミュニケーションを基盤とした乳幼児の応答的な関わりの中で、保育園は三密を避けることは不可能だった。子どもの感染リスクが低いとは言えない環境下、感染対策等を継続した。いかに子どもたちが心を動かされるような豊かな体験ができ、心身の健やかな発達を保障できるか、試行錯誤で作り上げた。新しい生活様式に順応する子どもたちに逞しさを感じたことは印象的だった。「コロナにかからないように消毒してお茶を飲もうね」と友達同士で会話しながら消毒をしていた。

令和2(2020)年度早々の年長児の日常会話である。私自身、子どもたちの言葉と行動にハッとさせられ、子どもたちの生きることへの逞しい力と柔軟性を感じた。同時に、私たちは子どもたちの生きる力から、勇気と責任感を感じた。

### 3. 保護者

**保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている(保育所保育指針)**

新型コロナウイルス感染症が蔓延する前は、保育参観や体育発表会は保護者参加型で一緒に参加していた。しかし、来園が送迎時のみとなり、子どもたちの日常の生活を観る機会が激減した。同時に保護者と保育士のコミュニケーションも減っていった。職員間で話し合いの末、「子ども主体の保育」を実践している中で、日頃の保育の積み重ねにより一人ひとりが成長する姿を観ていただくならば、保護者を園に招く行事だけが最善の方法ではないということにたどり

着いた。そこで、ホームページのブログの活用、動画の撮影、写真の撮影、保育の可視化の工夫と充実を図った。保護者に行事の変更や中止を説明し理解を得ることは簡単なことではなかった。その経験上の反省点も多いが今後の対応として、変更点等の説明は文章にして、入園説明書類に記載し保護者に説明して配布することへと繋がったことは成果だと思う。

### 4. 地域

**家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである(保育所保育指針)**

コロナ禍以前、保育園自体が地域の社会資源として、また社会福祉法人の公益的な取組の一環として、未就園児とその保護者向けの子育てサークル「はっぴキッズ」、地域の社会福祉協議会と連携して地域の高齢者を招いて昼食を一緒にする「おじいちゃん・おばあちゃん食堂」、小学生を対象にした「夏休み・冬休みワークショップ」等を開催していた。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度はすべての取り組みを中止した。子ども食堂をコロナ禍で継続している事業所もある中、継続できなかったことは残念だが、園内行事を行っていないことから再開できる状況ではなかった。また、参加予定だった高齢者の皆様からも不安に思うお声と保育園を心配してくださるお声が寄せられた。

### 5. 職員

**保育士は、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない(保育所保育指針)**

コロナ禍以前から、保育の質の向上のため、

職員間での話し合う機会を設けていた。子どもを中心に置いた保育、心の根っこを育てる保育、養護及び教育を一体化する保育等、様々なことを話し合う中で少しずつ実践の保育での困りどころや課題をPDCAサイクルで解決できるように仕組みができていた。図らずも新型コロナウイルス感染症の蔓延で更に、保育の見直しができたことはピンチをチャンスに変えられたと思う。

しかし、令和2(2020)年当初、経験をしたことのない未知のウイルスを前に、不安に思う職員から、「園長先生、どうやってコロナから私たちを守ってくれるんですか」と問われたとき、十分に安心させられる言葉が無く、不安にさせたことは今でも一番後悔している。また、「私たちもエッセンシャルワーカーですよ」と自分自身を奮い立たせるように、保育士としての誇りと決意をしていたことも印象に残っている。給食の職員がいち早く、休園と調理員が出勤できないときの緊急対策の対応マニュアル作成を迅速に行えたことは専門性の高さに感謝した。新型コロナウイルス感染症の蔓延と共に、働き方改革が同時進行していた。多様な働き方を構築し、今後の健康経営を意識したいと思う。

## 6. さいごに

今回、コロナ禍を振り返る機会をいただき大変感謝している。

思えば辛いこと、悲しいこと、悔しいことマイナスなことがたくさん出てくることは否めない。ただ、誰もが経験をしたことのないウイルスに手探り状態で対応し不安が人々と私自身に襲いかかって来た。ふと日常の対応の消毒や様々なことに追われ、得体の知れない恐怖に疲れた保育士を見て、焦りを感じたことも思い出した。

しかし、毎日、子どもたちは楽しそうに笑顔で友達と遊び、時には喧嘩をして泣いたり、おいしそうに食事をしていた。その日常の姿と共に、アルコール消毒をすることが身につけている。

日常が変わり拒否反応と自己防衛、責任感に怯えていたのは環境に順応していない私たち大人だと気付いた時、保育園の施設長としての使命が、はっきりしたように記憶している。健康経営が一番大切だと思った。職場におけるメンタルヘルスとハラスメント研修を通して、多様性を保育だけではなく、職場の人間関係、保護者支援にもいかしていけたように感じた。多様性を求められる社会で大切な愛のある職場環境は整っていると思う。具体的な感染症対策の一環として、職員全員に法人より、毎月のマスク提供等も引き続き行い、しなやかな心と身体を手に入れて輝く社会を構築できる職場づくりに今後も力を注ぎたいと思う。

前途で記載したように、職員も不安な中、保育士として、調理員として職務を果たしていた。厄介なウイルスだが、東青葉保育園のチームとしての絆は強くなり、お互いにさらに優しくなり寄り合えるようになったと実感する。

このチームワークにより、今年度、社会福祉法人の公益的な取組の一環としての「はっばキッズ」、「おじいちゃん・おばあちゃん食堂」を再開できるようになった。また、保護者が参加できる園内行事も参加内容を見直して再開できるように計画している。

私自身、コロナ禍を乗り越えられたのは、家族、親友、施設長仲間、地域の方々、子どもたち、職員、法人役員、法人顧問の弁護士、社会保険労務士等、様々な方に支えられてきたからだ。人は人に迷惑をかけて、また人から迷惑をかけられて生きていく。私も誰かの支えになりたい。これからも、施設長の役割として決断力や方向性を問われることがあると思うが、子どもを中心に置き、保護者の思い、地域での役割、職員と対話をして意見と思いが聴き取り合える愛ある保育園づくりをめざしたいと思う。

## 2022年度 日本福祉施設士会 関東甲信越静ブロック 事業計画

### 関東甲信越静ブロック長 古谷田 紀夫

関東甲信越静ブロックにおきましては、昨年度はコロナウイルス状況の影響をまともに受けてしまい、他の地区の皆様と同様に、一堂に参集しての研修や会議等できない状況下でありました。そのような状況下においても、東京都福祉施設士会の皆様のご尽力によりブロックセミナーをZOOM等を利用して開催するなど、新たな取り組みを実践してまいりました。

このような状況を踏まえ、令和4(2022)年度の事業計画を右記のように予定しております。

- 1 関東甲信越静ブロックセミナー  
埼玉県福祉施設士会が担当  
2022年11月開催予定・参集方式でなくZOOM等利用による開催
- 2 関東甲信越静情報交換会  
年度内に3回開催(3~4月毎にZOOM利用にて実施。なお、状況により参集しての情報交換会実施予定)
- 3 ブロック内都県福祉施設士会への支援

## 第36回中国・四国ブロックセミナー・福祉QC発表広島大会

### 中国・四国ブロック長 松林 克典

3年越しのコロナ禍によって、様々な団体による研修が集合型からオンライン(WEB)型に切り替わってきました。モニター画面越しの研修では、講師の熱量が伝わりにくかったり、画像を公開しなければただ参加しているだけになったり、グループワーク等でコミュニケーション上の微妙なニュアンスが相手に伝わらなかったり、相手の意図が把握しづらかったり、なんといっても研修の醍醐味の一つである情報交換の場がないため多くの仲間と知り合う機会が減少し、研修名目の公費による大手を振った非日常がなくなりました。

また、WEBに関するリテラシーの向上も求められます。一方で、時間とコストの両面を節約することが可能で、遠方にながらも一堂に会することができ、ともに知識を深めることが可能になりました。それにしてもこのような状態は一体いつまで続くのでしょうか。あるいは研修の有り様は今後もこのままなのかも知れません。

さて、広島県福祉施設士会は令和4(2022)年度の活動として、これまでコロナ禍で躊躇していた見出しの『第36回中国・四国ブロックセミナー・福祉QC発表広島大会』を開催することを決定しました。本年秋口に行うとはいえ、感

染動向が定かではないため集合参加型とオンライン型の併用によるハイブリッド形式で行います。本大会は、セミナーと福祉QC発表を織り交ぜて開催するものです。

四国ではこれまで幾度となく『福祉QC全国発表大会』において最優秀賞を受賞したチームが軒を連ねます。この度の発表大会は5演題を予定していますが、質の高い発表大会になるものと確信しております。

セミナーにおいては、広島県介護福祉士会会長で介護福祉士養成校の教員(学科長)でもある吉岡 俊昭氏に『学生に選ばれる福祉施設』と題して今時の若者がどのような傾向や特色をもった福祉施設を選んで就職するのか、学生に興味をひいてもらうためにはどのような工夫が必要なのか等を、お話いただこうと考えています。

そして、記念講演では作家・TVコメンテーターとして「マツダ愛」、「カープ愛」を前面に押し出している元マツダ株式会社海外統括部部长 迫勝則 氏に『カープ球団のしぶとい戦略』と題して、黒字経営を続けるご当地カープ球団の経営や2年前にちょうど100周年を迎えた株式会社マツダの息の長い経営論などを語っていただきます。最近では健全な経営を求められる福祉施設のあり方に何らかの示唆を与えてくれるものと信じています。

これらの盛りだくさんの内容で二日間にわたって濃密な研修を企画しました。会場は、現在再開発が進行中の広島駅前にある「広島市総合福祉センター」です。200名以上が十分座れる空間で密を排して余裕を持って集まることもできますし、遠方からオンラインで参加することも可能です。この度のセミナーでは、交流会やオプション的なツアーなどは一切企画していませんが、其の分しっかりと研修に打ち込むことができます。

会場が広島市の中心部にあるため個人的な

活動にはもってこいの場所です。安芸の宮島や原爆ドーム、新しくなった平和記念資料館など思い思いの散策をしていただける機会になるものと考えます。秋は広島でも最も季候のよい時期の一つです。瀬戸内の魚介や松茸など山の幸で舌鼓を打ちながら風光明媚な景観を存分に楽しめます。全国の福祉施設士の皆さん、いや福祉に興味がある方すべてに広島を感じていただける機会になれば、大会を企画する者としてこれほどの幸せはございません。是非、広島でのハイブリッド研修に全国からご参集ください。

## 記

1. 主 催：中国・四国ブロック福祉施設士会  
広島県福祉施設士会
2. 期 日：令和4年10月6日(木) 13:00 ~  
翌、10月7日(金) 11:30
3. 場 所：広島市総合福祉センター5階ホール  
(広島県広島市南区松原町5-1)
4. 参加対象者：①中国・四国ブロック福祉施設士会会員  
②日本福祉施設士会会員  
③福祉に関心のある者
5. 参加定員：会場 80名  
オンライン参加 80名
6. 参加費：5,000円
7. 申込期日：令和4年9月2日(金)
8. お問合せ：  
広島県福祉施設士会事務局 社会福祉法人正仁会 なごみの郷内 担当：矢矧(やはぎ)  
〒739-1732 広島市安佐北区落合南町196-1  
電話 (082)841-1331  
FAX (082)841-1336  
E-mail : nagomi@nagominosato.jp

# あんな

日本福祉施設士会 令和4年4月～5月の活動報告 ※いずれもZoomにて実施

日付	内容
4月13日(水)	総務委員会(第1回)
4月19日(火)	生涯研修委員会(第1回)
4月28日(木)	広報委員会(第1回)
5月11日(水)	令和3年度事業・会計監査
5月17日(火)	生涯研修委員会(第2回)
5月25日(水)	理事会(第1回)、代議員会(第1回)

## 会議報告

### 総務委員会(第1回) 4月13日(水)

令和4年度事業の進め方について確認をした後、入会促進の取り組みやブロック組織の活性化についての意見交換があり、ブロック活動助

成費@15万円についてはブロックセミナー等の開催がなかった場合、ブロック長と代議員との協議のうえ、都道府県で活用できることとしました。

### 生涯研修委員会(第1回) 4月19日(火)

令和4年度生涯研修委員会関係事業の進め方について確認をした後、令和4年度の第43回全国福祉施設士セミナーの日程・開催方法

等について意見交換をしました。また、第2回施設長実学講座のプログラムを決定しました。

### 広報委員会(第1回) 4月28日(木)

令和4年度広報委員会関係事業の進め方について確認をした後、会報6月号特集企画を決

定しました。会のPR方法について引き続き検討することを確認しました。

### 令和3年度事業・会計監査 5月11日(水)

令和3年度の事業および会計について監査を実施しました。令和4年度第1回代議員会(5月

25日(水)にて監査結果が報告されることとなりました。

### 生涯研修委員会(第2回) 5月17日(火)

第43回全国福祉施設士セミナー開催要項案について意見交換を行い、セミナーを9月29日

(木)に、全社協灘尾ホールにて開催することとなりました。

### 理事会(第1回)、代議員会(第1回) 5月25日(水)

理事会では代議員会開催前に、議案となる「令和3年度事業報告(案)および決算」、「令和4年度北海道ブロック理事ならびにブロック長

選出」の内容を確認するとともに、説明分担を決めました。代議員会ではすべての議案が承認されました。

# 日本福祉施設士会 令和3年度事業報告

## 1. 令和3年度事業の重点

令和3年度事業の重点として、以下の3点を事業計画に掲げ、オンラインを活用して諸会議や研修会を開催した。

### (1) 会の今後のあり方についての検討の実施

会の現状について把握する実態調査等から、10年後を見越した会の活性化や今後の方向性について引き続き検討する。

### (2) 生涯研修事業の見直し検討をふまえた事業の実施

研修会の地方開催やWEB研修の活用を図るなど、会員相互のつながりの強化とともに、参加拡大と効果的な生涯研修事業の実施について取り組み、成果を得る。

### (3) 組織体制と事業の見直し、財務状況の健全化にむけた取り組み推進

財務状況をふまえ、引き続き組織体制や事業全体の見直しについて検討を進め、WEBツールの活用による事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

## 2. 調査研究事業の充実

### (1) 「施設長のための業務チェックリスト(実践のポイント)」の発行

#### ★ 行動原則と日々の実践を振り返るためのチェックリストをとりまとめ

「福祉施設士行動原則(6つの姿勢と12の行動)」について、施設長が実践すべきポイントを具体的に明示し、日々の実践の定期的なセルフチェック等に活用することを目的として、「施設長のための業務チェックリスト(実践のポイント)」を取りまとめた。また、活用の促進を図るため、65の実践のポイントにはチェックボックスを設け、集計・分析を行えるエクセルシートを作成した。

### (2) 実態調査および会の今後のあり方についての検討の実施

#### ★ オンラインの活用による財務健全化と活動の活性化

- ・ 会費を財源とする旅費等の効率化を図る一方、委員会活動を積極的に展開  
→5つの委員会で24回開催 ※6-(4)会務の運営 参照
- ・ 研修会事業の収支改善(+約175万円)

平成23年度「福祉施設士実態調査」報告書を再検証するとともに、本会事業活動収支を精査し、オンラインの活用による事業推進に取り組み、財務健全化と活動の活性化を図った。

## 3. 生涯研修事業の推進

### ★実学講座(5回)を計画どおり開催、総定員300名を超える「312名」参加

コロナ禍の影響で令和2年度は中止となった研修会を再開した。すべての研修会をオンライン開催とし、人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得および能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資するため、現場実践の課題や会員ニーズを踏まえた研修テーマを設

定するとともに、講義とグループワークの組み合わせにより実施した。

(1) 施設長実学講座の開催(計5回/定員各回60名)

(第1回)テーマ:「働き方改革と労務管理」

令和3年7月29日(木)開催。53名参加。

講師は、小川美也子氏(オスカー社会保険労務士法人)。

(第2回)テーマ:「災害対策と危機管理」

令和3年9月15日(水)開催。76名参加。

講師は、松島康生氏(災害リスク評価研究所代表)。

(第3回)テーマ:「基礎から学ぶSDGs」

令和3年11月1日(月)開催。78名参加。

講師は、新田英理子氏(SDGs市民社会ネットワーク理事・事務局長)。

(第4回)テーマ:「基礎から学ぶ会計実務」

令和3年12月9日(木)開催。56名参加。

講師は、湯浅寿江氏(太陽有限責任監査法人公認会計士)。

(第5回)テーマ:「施設を守るための法務課題への対応と危機管理」

令和4年1月20日(木)開催。49名参加。

講師は、平田厚氏(弁護士/明治大学法務研究科教授)。

(2) 第42回全国福祉施設士セミナーの開催

**★福祉施設士が現場で抱える課題にそくしたテーマを設定。著名な講師も招へいし講義内容を充実**

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「持続可能な施設運営を考える～新しい生活様式を踏まえた福祉サービスの充実を図るには～」をテーマにオンラインで開催した。

令和3年11月24日(水)開催。105名参加(定員:200名)。

プログラム:

①基調報告:「ポストコロナを見据えた会員の相互連携」藤田久雄会長

②講演:「コロナ禍を超える生活困窮者支援と地域共生社会 福祉施設への新たな期待」

宮本太郎氏(中央大学法学部教授)

③記念講演:「人口減少社会における持続可能な福祉施設運営」

河合雅司氏(作家・ジャーナリスト、人口減少対策総合研究所理事長)

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

**★セミナーのオンライン開催、動画撮影等をサポート**

関東甲信越ブロックセミナー東京大会(令和4年2月4日(金))開催の企画・広報に協力するとともに、オンライン開催にあたり、動画撮影等のサポートや会場の準備などの実施協力を行った。

(4) 研修事業参加促進策の実施

福祉施設士の生涯研修への参加を推進するため、オンラインを活用した参加機会の拡大と各都道府県組織と連携した参加勧奨を行った。

#### 4. 広報・情報提供体制の強化

##### ★企画・編集会議となる広報委員会を毎月開催。会員ニーズに応える情報提供を推進

##### ★福祉施設士の実践PRの新たな手法についての検討を継続

###### (1) 会報「福祉施設士」の発行(年間6号)

4月号、6月号、8月号、10月号、12月号、2月号の計6回発行した。

「来たれリーダーたち!」、「福祉施設士がめざすもの」を連載し、組織や地域の牽引役の自覚を高めるとともに、施設の経営管理にかかる知識や技術の向上や会員紹介を図った。特集については「コロナ禍における福祉施設士の実践」、「人材の確保と働きがいのもてる職場づくり」、「福祉現場の生産性向上に向けた業務改善の実践」をテーマに掲載した。また、誌上講座については、「福祉業界における労働時間の把握義務」、「福祉施設におけるBCPと災害対策」をテーマに掲載した。

###### (2) ホームページによる情報提供

各研修会の開催案内周知や代議員名簿、役員体制・委員会体制の周知、会報「福祉施設士」バックナンバーを掲載するなど、随時情報提供を行った。また、ブロック・都道府県組織の研修会の開催案内周知も行った。

###### (3) メールマガジンによる情報提供

##### ★アドレスの登録促進 257名(令和2年度末)⇒379名(令和3年度末)

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を4月号～3月号まで毎月1回の計12回、予定どおり発行し、日常業務の確認「今月のチェックリスト」、他分野の基礎知識「時事／用語解説」、会員の日常のポジティブな出来事を紹介する「リレーコラム」、その他研修会の案内などの情報を発信した。

###### (4) ホームページの活用促進

ホームページの活用推進を含めたSNSの活用等について検討した。

#### 5. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

###### (1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員等のメールアドレス登録と併せて職種等の属性傾向についても把握し、会報「福祉施設士」による実践発信に活用した。

###### (2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

会報「福祉施設士」にて紹介、普及を図るとともに、「施設長のための業務チェックポイント(実践のポイント)」を取りまとめた。

###### (3) 福祉QC活動

###### ①「第25回『福祉QC』入門講座」の開催

##### ★活動の全国展開や継続的な普及、これまで蓄積したノウハウの継承に資する「講義動画」を制作、研修会で活用

令和3年9月28日(火)開催。75名参加(定員90名)。

「福祉QC」全国推進委員が講師となり、オンラインにて実施し、「福祉QC」活動の目的に加え、活動のポイントについて学んだ。

###### ②「第31回『福祉QC』全国発表大会」の開催

**★19(すべての応募者)の活動実践を動画で公開。参加者はすべての実践を視聴できる環境とし、会員間の実践共有を促進**

**★8つの実践をオンラインでライブ発表、研修・発表の機会も確保**

令和3年12月14日(火)開催。19サークルの内、「福祉QC」全国推進委員会委員による審査により選ばれた8サークルの実践がライブでオンライン発表された(66名が参加(定員:120名))。最優秀賞は、「ピッカマン」(香川県ヌーベルさんがわ)が受賞した。

③「福祉QC」を用いた活動実践の共有

**★会報「福祉施設士」2月号の特集で実践を紹介**

④改善(福祉QC)活動個別指導講座

山梨県、千葉県、東京都、長野県にて実施した。

(4)社会福祉関係法制度見直し等への対応

社会福祉法人制度をはじめ、各分野の制度改正の動き等を会報「福祉施設士」で発信した。

**6. 組織体制と事業の見直し、および財務状況等の健全化にむけた取り組み推進**

(1)組織体制・事業の見直し、財務状況の健全化

研修会や会議の実施のために、オンラインを活用し、会費を財源とする旅費等の効率化を図る一方、委員会活動を積極的に展開した(5つの委員会で25回開催、「6-(4)会務の運営」を参照)。

(2)会員増に向けた取り組み

**★第45期講座(オンライン開催)の開講にあたり会長メッセージ動画を配信**

**★また、開講にあたり古谷田副会長・堤副会長による入会アピール動画を配信**

**★専門講座の運営委員長に古谷田副会長が就任、講座運営との連携を強化**

**★令和4年度から専門講座講師として藤田会長、堤副会長が参画し、入会促進にもつなげる**

各委員会にて、活動の活性化に向けた取り組みについて検討するなかで、第44期専門講座修了者(非会員)や第45期専門講座受講者に会報「福祉施設士」を送付するとともに、研修会の開催についての案内を行った。

2~3月には、全社協出版部と協力して書籍の会員割引販売を実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、第45期専門講座受講者の修了が令和4年度となったことなどが影響し、令和3年度末会員数は855名(昨年度末921名、入会4名、退会70名)となった。

(3)都道府県組織の支援

**★セミナーのオンライン開催、動画撮影等をサポート**

各都道府県内での広報にむけ、会報を都道府県組織に配布した。また、関東甲信越静ブロックセミナー東京大会開催に対する助成や本会役員の派遣、オンライン開催のための動画撮影等のサポートを行った。

(4)会務の運営

**★オンラインを活用し、積極的に委員会活動などを展開**

会議や委員会はオンラインを活用し、以下のとおり開催した。

①「事業・会計監査」

令和3年5月12日(水)※集合開催

②「代議員会」

(第1回)令和3年5月31日(月)／(第2回)令和4年3月22日(火)

③「理事会」

(第1回)令和3年5月31日(月)／(第2回)令和4年3月22日(火)

④「常任理事会」

(第1回)令和4年1月27日(木)

⑤「正副会長会議」※第2回は集合開催

(第1回)令和3年7月6日(火)／(第2回)令和3年10月19日(火)

⑥「総務委員会」

令和4年3月10日(木)

⑦「調査研究委員会」

(第1回)令和3年8月4日(水)

(第1回作業委員会)令和4年1月19日(水)

(第2回)令和4年2月21日(月)

⑧「生涯研修委員会」

(第1回)令和3年7月21日(水)／(第2回)令和3年8月17日(火)

(第3回)令和3年9月10日(金)／(第4回)令和3年10月19日(火)

(第5回)令和4年3月2日(水)

⑨「広報委員会」

(第1回)令和3年7月21日(水)／(第2回)令和3年8月25日(水)

(第3回)令和3年9月22日(水)／(第4回)令和3年10月27日(水)

(第5回)令和3年11月30日(火)／(第6回)令和3年12月22日(水)

(第7回)令和4年1月26日(水)／(第8回)令和4年2月24日(木)

(第9回)令和4年3月24日(木)

⑩「『福祉QC』全国推進委員会」

(第1回)令和3年7月12日(月)／(第2回)令和3年9月17日(金)

(第3回)令和3年10月4日(月)／(第4回)令和3年11月12日(金)

(第5回)令和4年2月15日(火)／(第6回)令和4年3月14日(月)

また、全国社会福祉協議会の関係委員会に、下記のとおり本会役員が参画した。

①「政策委員会」：花田利生副会長

②「国際社会福祉基金委員会」：堤洋三副会長

③「福祉施設長専門講座運営委員会」：古谷田紀夫副会長

日本福祉施設士会 令和3年度決算

資金収支計算書

(自)令和3年4月1日 (至)令和4年3月31日

(単位:円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
<b>事業活動による収支</b>				
<b>収入</b>				
会費収入	12,995,000	12,935,000	60,000	
会費収入	12,995,000	12,935,000	60,000	
事業収入	4,713,000	4,713,000	0	
参加費収入	4,633,000	4,633,000	0	
広告料収入	80,000	80,000	0	
受取利息配当金収入	2,000	355	1,645	
受取利息配当金収入	1,000	54	946	
積立資産受取利息配当金収入	1,000	301	699	
その他の収入	178,000	193,000	△ 15,000	
その他の収入	178,000	193,000	△ 15,000	
雑収入	178,000	193,000	△ 15,000	
事業活動収入計(1)	17,888,000	17,841,355	46,645	
<b>支出</b>				
人件費支出	7,631,000	7,630,155	845	
派遣職員費支出	1,131,000	1,130,155	845	
人件費負担金支出	6,500,000	6,500,000	0	
事業費支出	7,469,000	6,959,247	509,753	
諸謝金支出	1,414,000	1,414,761	△ 761	
旅費交通費支出	487,000	402,868	84,132	
役員旅費交通費支出	487,000	402,868	84,132	
消耗器具備品費支出	269,000	253,366	15,634	
消耗品費支出	269,000	253,366	15,634	
印刷製本費支出	2,087,000	1,794,709	292,291	
通信運搬費支出	1,079,000	993,663	85,337	
会議費支出	38,000	47,050	△ 9,050	
資料図書費支出	74,000	73,400	600	
広報費支出	780,000	737,000	43,000	
広告宣伝費支出	780,000	737,000	43,000	
業務委託費支出	1,002,000	1,001,000	1,000	
委託費支出	1,002,000	1,001,000	1,000	
賃借料支出	239,000	241,030	△ 2,030	
租税公課支出	0	400	△ 400	
事務費支出	507,000	487,114	19,886	
旅費交通費支出	1,000	628	372	
事務消耗品費支出	12,000	11,110	890	
消耗品費支出	12,000	11,110	890	
印刷製本費支出	100,000	75,639	24,361	
通信運搬費支出	150,000	179,736	△ 29,736	
手数料支出	200,000	167,001	32,999	
租税公課支出	2,000	0	2,000	
印紙税支出	2,000	0	2,000	
渉外費支出	37,000	53,000	△ 16,000	
雑支出	5,000	0	5,000	
販売原価支出	15,000	0	15,000	
仕入支出	15,000	0	15,000	
分担金支出	50,000	50,000	0	
分担金支出	50,000	50,000	0	
助成金支出	150,000	150,000	0	
助成金支出	150,000	150,000	0	
負担金支出	1,335,000	1,334,400	600	
事務費負担金支出	1,335,000	1,334,400	600	
その他の支出	177,000	176,715	285	
その他の支出	177,000	176,715	285	
雑支出	177,000	176,715	285	
事業活動支出計(2)	17,334,000	16,787,631	546,369	
事業活動資金収支差額(3=1-2)	554,000	1,053,724	△ 499,724	
<b>施設整備等による収支</b>				
<b>収入</b>				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
<b>支出</b>				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	0	0	0	
<b>その他の活動による収支</b>				
<b>収入</b>				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
<b>支出</b>				
積立資産支出	1,000	301	699	
その他の積立資産積立支出	1,000	301	699	
運営資金積立資産積立支出	1,000	301	699	
その他の活動支出計(8)	1,000	301	699	
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	△ 1,000	△ 301	△ 699	
予備費支出(10)	0	-	0	
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	553,000	1,053,423	△ 500,423	
前期末支払資金残高(12)	5,202,000	5,202,176	△ 176	
前期末支払資金残高	5,202,000	5,202,176	△ 176	
当期末支払資金残高(11+12)	5,755,000	6,255,599	△ 500,599	

日本福祉施設士会 貸借対照表  
令和4年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
資産の部				負債の部			
流動資産	6,512,404	5,935,989	576,415	流動負債	199,055	618,313	△ 419,258
現金預金	6,432,250	5,744,355	687,895	事業未払金	95,184	561,582	△ 466,398
事業未収金	0	53,500	△ 53,500	前受金	15,000	30,000	△ 15,000
商品・製品	57,750	115,500	△ 57,750	拠点区分間借入金	88,871	26,731	62,140
前払費用	22,404	22,634	△ 230				
固定資産	15,147,210	15,146,909	301	固定負債	0	0	0
基本財産	0	0	0	負債の部合計	199,055	618,313	△ 419,258
その他の固定資産	15,147,210	15,146,909	301	純資産の部			
器具及び備品	3	3	0	基本金	0	0	0
運営資金積立資産	15,147,207	15,146,906	301	基金	0	0	0
				国庫補助金等特別積立金	0	0	0
				その他の積立金	15,147,207	15,146,906	301
				運営資金積立金	15,147,207	15,146,906	301
				次期繰越活動増減差額	6,313,352	5,317,679	995,673
				次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	6,313,352 995,974	5,317,679 1,404,220	995,673 △ 408,246
				純資産の部合計	21,460,559	20,464,585	995,974
資産の部合計	21,659,614	21,082,898	576,716	負債及び純資産の部合計	21,659,614	21,082,898	576,716

# [日本福祉施設士会 行事予定]

令和4年 6月～7月

6月1日現在

日 程	予 定 事 業 ※すべてオンライン開催
6月1日(水)	総務委員会(第1回)
6月9日(木)	「福祉QC」全国推進委員会(第1回)
6月16日(木)	調査研究委員会(第1回)
6月22日(水)	第26回「福祉QC」入門講座
7月13日(水)	生涯研修委員会(第3回)
7月22日(金)	第1回施設長実学講座

## <ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

## 会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

## 異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

## 退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

## 事務局だより

第43回全国福祉施設士セミナーが9月29日(木)に、全社協(東京)で開催予定となりました。前回令和元年度の福岡開催から3年ぶりの集合での開催となります。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

## 福祉施設士 6月号

令和4年6月15日発行 通巻349号 偶数月15日発行  
定価500円(本体455円+税10%)

発行 社会福祉法人全国社会福祉協議会 日本福祉施設士会

発行人 藤田 久雄

編集人 志賀 常盤

広報委員会

志賀 常盤(広報委員長)/松林 克典/木元 洋一郎/蛭名 将之/  
村上 耕治/田村 恵一/大澤 澄男/辻元 るみ子/岩田 敏郎/  
桂 信一/堤 洋三(担当副会長)

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

メール z-sisetusi@shakyo.or.jp

# 社会保障・福祉政策の動向 2021

## 収録内容

### [第1章] 特別寄稿

特別寄稿 ウィズコロナからポストコロナ社会における  
新たな社会政策  
慶應義塾大学 教授 駒村 康平

### [第2章] 令和3年度 福祉ビジョン21世紀セミナー講演録

講演1 コロナ禍における女性への影響  
—コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会—  
講演2 ウィズコロナ時代の地域福祉実践

### [第3章] 政策トレンド2021

テーマ1：社会保障全般、財政・税制  
テーマ2：規制改革会議  
テーマ3：地方創生・地方分権等  
テーマ4：社会福祉法人関係  
テーマ5：高齢者福祉施策  
テーマ6：障害者福祉施策  
テーマ7：子ども・子育て支援施策  
テーマ8：生活困窮・生活保護施策  
テーマ9：災害福祉支援



詳細はコチラ！

## 社会保障・ 福祉政策の動向 2021

第①章 特別寄稿  
「ウィズコロナからポストコロナ社会における  
新たな社会政策」  
第②章 令和3年度 福祉ビジョン21世紀セミナー講演録  
第③章 政策トレンド2021  
社会保障・福祉政策の動向2021(統計資料)

全国社会福祉協議会

新刊

## ウィズコロナ時代の社会保障・福祉制度を展望する

令和3年度 福祉ビジョン21世紀セミナー「ウィズコロナ時代の社会福祉～連携・協働の場の創造に向けて～」で好評だった講演2本と特別寄稿を収録。また、2021年の社会保障・福祉制度をめぐる動向および統計資料をコンパクトにまとめました。

この1年の社会保障・福祉政策の動向をつぶさに捉え、社会福祉法人・福祉施設等の経営・運営管理や今後の社会福祉を推進していくうえでの参考資料として、本書をぜひご活用ください。

●全国社会福祉協議会 政策委員会 編 ●B5判 ●160頁 ●定価 1,430円(税込) ●2022年3月発行

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

受注 TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111  
専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>